

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、翌日の翌日)

目次

- ◇ 告 示
国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
漁業共済に係る共済契約の締結の申込に係る同意についての適否の決定
土地改良区の役員の就退任
土地改良事業計画の適否の決定(四件)
土地改良事業の認可
開発行為に関する工事の完了
- ◇ 選管告示
鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等
- ◇ 公 告
鳥取県保母試験の実施

告 示

鳥取県告示第四百九十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年七月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
巨 島 医 院	岩美郡岩美町浦富 一四三六一	昭和五十二年五月二十九日
熊野齒科医院	倉吉市西町二六八二	昭和五十二年七月一日
川西齒科医院	倉吉市昭和町一七八一	"
高整形外科医院	鳥取市吉成七七九一三八	昭和五十二年六月二十九日
田中齒科医院	鳥取市吉方温泉町二丁目 六四一	昭和五十二年七月一日

鳥取県告示第五百号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の

規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年七月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
高整形外科医院	鳥取市吉成 七七九ノ三八	全国	昭和五十二年六月二十九日
熊野歯科医院	倉吉市西町二六八二	"	昭和五十二年七月一日
川西歯科医院	倉吉市昭和町 一七八ノ一	"	"
田中歯科医院	鳥取市吉方温泉町 二丁目六四一	"	"

鳥取県告示第五百一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第八十条の二第四項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定に基づき発起人から届出があつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第八十条の二第三項に規定する要件に適合すると認められたので、同法同条第四項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により告示する。

昭和五十二年七月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

加入区 漁業の区分

浜村加入区 しいらつけ漁業

泊加入区 しいらつけ漁業

鳥取県告示第五百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十二年七月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

國府土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 山本 進 岩美郡國府町大字高岡四六七番地

福田 正明 " 岡益一〇三番地六

前田 喬 " 麻生九五番地

山本 泰 " 清水二六〇

大久保 宗一 " 国分寺二九

下村 達夫 " 神垣一四五

中嶋 喜一 " 宮下二七〇

安木 秀美 " 山根一一一

青木 廉治 " 町屋二八七

漆原 康夫 " 中郷二七

福田俊雄 法花寺四五番合併地

山本正剛 谷一六〇番地

小林心暁 麻生三一五〇

西垣正温 庁二一四〇

林延雄 三代寺三一三〇

田子川利男 広西二〇五〇

前川峰藏 町屋一一六〇

松田道謙 鳥取市津ノ井二一九〇

竹内光男 東今在家四一〇

福谷正典 岩美郡國府町大字美敷四九九番地二

山田甚藏 糸谷一六〇番地

城上清一 鳥取市杉崎三八三〇

任期満了により退任

國府土地改良区

就任する役員の名及び住所

理事 山田重雄 岩美郡國府町大字糸谷一八五番地

山本泰 清水二六〇〇

安本定男 山根一四九〇

福田正明 岡益一〇三番地の六

下村達夫 神垣一四五番地

福谷繁信 美敷三七六〇

山本進 高岡四六七〇

小林心暁 麻生三一五〇

前田喬 九五〇

林延雄 三代寺三一三〇

川上幸次 宮下三〇〇

大久保宗一 国分寺二九〇

西垣伸 庁一九八〇

松田道謙 鳥取市津ノ井二一九〇

福田俊雄 岩美郡國府町大字法花寺四五六番合併地

漆原康夫 中郷二七番地

山下正勝 杉崎三七六番地の二

竹内光男 鳥取市東今在家四一番地

西向重美 岩美郡國府町大字町屋一〇三〇

青木廉治 二八七〇

山本正剛 谷一六〇〇

浦田京一 麻生三八一番地の五

広瀬俊一 広西四八番地一

昭和五十二年五月十一日開催の臨時総代会において選挙の結果当選し、昭和五十二年五月二十三日就任 任期四年

千代水土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 太田豊三 鳥取市晩稻二二三番地

松本義雄 南隈六〇〇

坂本象太郎 秋里八六七〇

田村政信 南隈三七〇

川上 糸男	安長五六五〃
澤 利彦	三〇九番地の一
徳田 薫	三六二番地
木村 義厚	秋里八五六〃
松村 康夫	賀露町八七二〃
石原 善雄	岩吉二三〇〃
小谷 貞一	徳尾二五〃
前田 義夫	古海八三三番地の六
水口 源太郎	湯所町一丁目六一七番地
奥田 亀壽	西品治六四一〃
水口 有男	松並町二丁目六七〇〃
古田 長松	西品治五七五〃
古川 春美	徳吉一七二番地の一
森本 善夫	安長五五八番地
宮本 憲二	晩稻二二四〃

任期満了により退任

千代水土地改良区
就任した役員の氏名及び住所

理事 太田 豊三	鳥取市晩稻二三三番地
松本 義雄	南隈六〇〃
坂本 糸太郎	秋里八六七〃
田村 政信	南隈三七〃
水口 源太郎	湯所町一丁目六一七〃

川上 博永	安長三五六番地の一
山根 茂	徳吉一七一番地
山本 清勝	安長三六四〃
細田 茂雄	三四三番地の一
木村 義厚	秋里八五六番地
松村 康夫	賀露町八七二〃
石原 善雄	岩吉二三〇〃
小谷 貞一	徳尾二五〃
前田 義夫	古海八三三番地の六
水口 有男	松並町二丁目六七〇番地
奥田 亀壽	西品治六四一〃
山田 峯蔵	六一六番地の九
高村 光輝	晩稻二三九番地
古川 春美	徳吉一七二番地の一
坪内 佑尊	安長三四三番地

昭和五十二年三月三十日開催の総代会において総選挙の結果当選し、昭和五十二年四月六日就任 任期二年

北条町土地改良区
退任した役員の氏名及び住所

理事 岸田 政雄	東伯郡北条町大字土下二〇六
岸田 喜代治	一九六
岩間 信好	米里六四五
山口 長利	鳥六五七の五

磯江茂	北尾四六〇
吉田直人	田井二三五
浜本二朗	弓原六一七
石賀十七一	下神七三六の一
遠藤清春	松神八二九
田中喜八郎	曲五五三
生田貢	江北五四三
松本秋	六二の一
石井末太郎	一七二〇
磯江豊	一九八九
野島友一	国坂四二八
吉岡儀重	一九〇
松尾六蔵	七七七
枘田一成	江北二四六二
中本建治	松神八一五
谷本正和	曲三一六
細川登	江北五五の三

任期満了により退任

北条町土地改良区
就任した役員の名及び住所

理事 岩間信好 東伯郡北条町大字米里六四五
磯江茂 北尾四六〇
山口長利 島六五七の五

岸田政雄	土下二〇六
岸田喜代治	一九六
柿本清一	田井三四一
杉本寿	弓原四一八
浜本二朗	六一七
石賀十七一	下神七三六の一
中本建治	松神八一五
遠藤清春	八二九
田中喜八郎	曲五五三
生田貢	江北五四三
松本秋	六二の一
岡野政則	一七二〇
磯江豊	一九八九
野嶋友一	国坂七七七
野嶋稔	七七七
中口春利	一五五七
枘田一成	江北二四六二
谷本正和	曲三一六
引田鉄一	江北九一

昭和五十二年四月十八日開催の総代会において総選挙の結果当選し、昭和五十二年四月二十八日就任 任期四年

鳥取県告示第五百三三号
昭和五十二年五月十四日付けで日南町から申請のあつた土地改良(霞地)

区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年七月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年七月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百四号

昭和五十二年五月十四日付けで日南町から申請のあつた土地改良(菅沢地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年七月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年七月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百五号

昭和五十二年五月十四日付けで日南町から申請のあつた土地改良(宮内地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年七月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年七月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百六号

昭和五十二年六月三日付けで青谷町から申請のあった土地改良(大坪地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年七月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年七月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百七号

日南町から申請のあった町営土地改良(神福地区農業用排水)事業は、

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年六月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年七月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年七月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年十一月五日 鳥取県指令受倉土維第八百五十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市海田東町字外薬師

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡北条町大字江北五一八番地

中国住宅産業株式会社

代表取締役 中西了介

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十四号

昭和五十二年六月十六日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年七月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一、四〇六
 鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一四、〇六一
 鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三六、九六六
 米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二六、五五一
 倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二一、六三三
 境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一八、五七四
 岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、七四七
 八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一四、四三三
 気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 五、八八五

東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一六、八三三
 西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三、五七六
 日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、九七三

公 告

児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第13条第2項の規定により、昭和52年鳥取県保母試験を次のとおり実施する。

昭和52年7月1日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験期日

(1) 筆記試験

昭和52年8月6日（土曜日）及び8月7日（日曜日）

(2) 実地試験

昭和52年8月8日（月曜日）又は、8月9日（火曜日）のいずれかの日とし、受験者が受験すべき日は、受験票交付の際指定する。

2 試験の時間割

月 日	試 験 科 目	時 間
8月6日	受付及び受験注意	8時50分～9時10分
	児童心理学及び精神衛生 児童福祉事業概論	9時10分～10時40分 10時50分～12時20分

	看護学及び実習 保育理論	13時00分～14時30分 14時40分～16時10分
	受付及び受験注意	8時50分～9時10分
8月7日	保健衛生学及び生理学 社会福祉事業一般 栄養学及び実習 保育実習（学科） 保育実習（作文絵画製作）	9時10分～10時40分 10時50分～12時20分 13時00分～14時30分 14時40分～15時25分 15時30分～16時30分
8月8日	受付及び受験注意	8時50分～9時10分
8月9日	保育実習（実地）	9時10分～16時00分

3 試験場所

(1) 筆記試験

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

(2) 実地試験

倉吉市下田中363 鳥取県立保青専門学院

4 受験申請書の提出期間

昭和52年7月11日（月曜日）から昭和52年7月20日（水曜日）まで（郵送の場合は、7月20日までの消印のあるもの）に限り受け付けることとする。）

5 受験手続

(1) 保母試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

ア 保母試験受験申請書

イ 住民票の写し

ウ 受験資格を証明する書類

エ 写真（受験申請前6月以内に撮影した名刺判正面上半身のものとし、裏面に氏名を明記すること。）

オ 履歴書

(2) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第41条の2第1項又は第2項の規定により試験科目の一部について免除を受けようとする者は、(1)に掲げる書類のほかに、保母試験受験科目免除願を提出すること。

なお、他の都道府県で一部科目に合格している場合はその都道府県の合格証明書を、厚生大臣の指定する学校又は施設においてその指定する科目を専修した場合は当該学校又は施設の長の発行した専修証明書を添付すること。

6 受験手数料及び納付方法

(1) 受験手数料 2,000円

(2) (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を保母試験受験申請書の所定欄にはり付けること。この場合、消印をしないこと。

(3) 既納の手数料は、返還しない。